

男 里 浜 区 防 災 会 規 約

(名 称)

第1条 この会は、男里浜区防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、男里浜老人集会場に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護避難誘導等及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 本会は、男里浜区内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（男里浜区長が兼務する）
- (2) 副会長 2名（副区長が兼務する）
- (3) 防災部長 1名
- (4) 防災副部長 1名

- (5) 顧問 2名
- (6) 幹事 若干名（各種団体役員及び隣組長）
- (7) 会計 1名（区の会計庶務が兼務する）
- (8) 監査役 2名（区の監査役が兼務する）

2. 役員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
 - 3. 防災部長は、防災組織各班の総括を行う。
 - 4. 顧問は、本会の総ての件でアドバイスを行うことが出来る。
 - 5. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
 - 6. 会計は、会の会計を行う。
 - 7. 監査役は、会の会計等を監査する。

（会 議）

第8条 本会に総会及び幹事会を置く。

（総 会）

- 第9条 総会の構成は浜区総会に準ずる。
- 2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することが出来る。
 - 3. 総会は、会長が招集する。
 - 4. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めたこと。
 - 5. 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災部長及び幹事によって構成する。

2. 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により、委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要を認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防火・防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火救出救護、避難誘導及び給食給水等に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経 費)

第12条 本会の運営に関する経費は、男里浜区の区費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則 この規約は、平成21年4月1日から施行する。